

3 生畜第 395 号
令和 3 年 5 月 31 日

公益社団法人 日本獣医師会 会長 殿

農林水産省生産局畜産部畜産振興課長

家畜改良増殖法及び家畜遺伝資源に係る不正競争防止に関する法律
の遵守状況に関する自己点検の実施及び報告について（依頼）

家畜改良増殖法の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 21 号）及び家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律（令和 2 年法律第 22 号）（以下「和牛遺伝資源関連 2 法」という。）が令和 2 年 10 月 1 日に施行され、農林水産省では、家畜改良増殖法（昭和 25 年法律第 209 号）第 35 条（立入検査等）の規定に基づき、全国の家畜人工授精所等への立入検査を定期的実施することで、家畜人工授精及び家畜受精卵移植に関する業務実態の把握、家畜人工授精用精液及び家畜受精卵の流通の適正化、並びに法令遵守の徹底等を図ってきたところです。しかしながら、今般の新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、立入検査の実施を必要最小限としている状況です。

このような状況を踏まえ、農林水産省ではウェブサイト上に、和牛遺伝資源関連 2 法の遵守状況を自己点検するための「自己点検フォーム」を設置し、農林水産省から各家畜人工授精所に対し、はがき等により自己点検の実施及び農林水産省への報告を依頼することとしております。

貴会におかれましては、当該「自己点検」の実施及び農林水産省への報告について、家畜人工授精の実務者を参集した会議等の場において、対象者に対応を促していただくなど、その推進にご協力いただきますようお願いいたします。

（参考）「自己点検フォーム」 URL :

https://www.contactus.maff.go.jp/j/form/seisan/c_sinko/210428



家畜人工授精所への案内(sample)

切手

〒000-0000

〇〇県〇〇市〇〇町

〇-〇-〇

〇〇〇〇家畜人工授精所 御中

家畜改良増殖法及び家畜遺伝資源法の遵守状況に関する自己点検の実施・報告について

平素より農林水産行政にご協力をいただくとともに、畜産の振興等にご尽力いただき、ありがとうございます。

昨年、「家畜改良増殖法」が改正されるとともに、「家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律（家畜遺伝資源法）」が制定されました。農林水産省では、家畜人工授精所の業務実態の把握、家畜人工授精用精液・家畜受精卵の流通適正化及び法令遵守の徹底等を図るため、家畜改良増殖法の規定に基づき、定期的な全国の家畜人工授精所等へ立入検査を実施しております。しかしながら、今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、必要最小限の実施としている状況です。

このような状況を踏まえ、裏面の方法により、皆様ご法令の遵守状況に関し「自己点検」を行っていただき、農林水産省にご報告いただくこととしましたので、ご協力をお願いいたします。

→裏面をご確認ください。

インターネットでの自己点検 及び 報告方法

パソコン、スマートフォン、タブレットで、自己点検を行うことが可能です（所要見込み時間：約15分）。

※ インターネットでの回答が難しい方は、自己点検シートを送付しますので、【お問い合わせ先】にご連絡ください。
【受付時間：平日 9:00～17:00】

【回答方法】

1 自己点検用の Web サイトにアクセスして下さい。

(https://www.contactus.maff.go.jp/j/form/seisan/c_sirko/210428.html)

※ QR コードからアクセスできます→



2 家畜人工授精所の情報を入力してください。

家畜人工授精所の情報を入力して下さい。

3 自己点検を実施してください。

画面に従い、各項目の適否等を選択・記載し報告します。

※ 回答期限

令和3年〇月〇日（〇曜日）※各県の状況に応じて設定

【その他連絡事項】

- ご報告いただいた自己点検の結果について、家畜人工授精所名が特定される形で公表することはありません。
- 農林水産省において、家畜人工授精用精液・家畜受精卵の流通適正化、法令遵守の徹底及び今後の効率的な立入検査の実施等に活用させていただきます。

【問い合わせ先】

〇〇農政局生産部畜産課 家畜遺伝資源担当
〒000-0000 〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇-〇
TEL:0000-00-0000 FAX:0000-00-0000

農林水産省

会見・報道・広報	政策情報	統計情報	申請・お問い合わせ	農林水産省について
----------	------	------	-----------	-----------

[ホーム](#) > [家畜改良増殖法及び家畜遺伝資源法の遵守状況に関する自己点検の実施・報告について](#)

家畜改良増殖法及び家畜遺伝資源法の遵守状況に関する自己点検の実施・報告について

農林水産省では、全国の家畜人工授精所が、令和2年に改正・制定された「家畜改良増殖法」及び「家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律」（以下「家畜遺伝資源関連2法」という。）を遵守し、業務の適正な遂行を確保するための状況を把握するため、自己点検の実施・報告をお願いしております。

対象は、家畜の種類が牛の「家畜人工授精所」です。

自己点検の実施にあたり、御不明な点があれば、最寄りの各地方農政局等（本ページの末尾参照）にお問い合わせください。

（本チェックシートで使われている略称について）

和牛：黒毛和種、褐毛和種、日本短角種、無角和種、及びこれらの品種間の交雑の品種等

精液：家畜人工授精用精液

受精卵：家畜受精卵（家畜体内受精卵、家畜体外受精卵）

証明書：家畜人工授精用精液証明書、家畜体内受精卵証明書、家畜体外受精卵証明書

（参考）家畜遺伝資源関連2法の概要

1. 和牛遺伝資源の管理・保護のための新制度がスタートしました(PDF：503KB)
2. 家畜改良増殖法が改正されました(PDF：858KB)
3. 家畜遺伝資源法が施行されました(PDF：495KB)

次の事項をお読みになり、必要事項を入力の上、「送信確認」ボタンを押してください。

情報の取り扱いについては、「[プライバシーポリシー](#)」をご覧ください。

このページで入力された情報は、SSLと呼ばれる暗号化通信技術により保護されています。

入力に際しては、半角カタカナ、丸囲みの数字、ローマ数字、全角1文字になっている単位・記号などの[機種依存文字\(別ウィンドウで開きます\)](#)はお使いいただけません。

意見内容は、2000文字以内で入力してください。

家畜人工授精所の名称 (必須)
<input type="text"/>
管理番号（半角英数字6文字） (必須)
<input type="text"/>
所在地（都道府県） (必須)
<input type="text"/>
和牛の精液又は受精卵（特定家畜人工授精用精液等）の取り扱いの有無 (必須)
<input type="radio"/> 取り扱いがある <input type="radio"/> 取り扱いがない
和牛遺伝資源関連2法に係る自己点検チェックシート
<input checked="" type="radio"/> 「家畜改良増殖法」に係る自己点検
(業務内容)
1 貴家畜人工授精所の開設許可証（若しくは管理番号等の通知）に記載されている業務の別は次のうちどれに該当しますか。（あてはまるもの全てにチェックして下さい。）【確認書類等：開設許可証、管理番号等の通知】 (必須)

<input type="checkbox"/> (1) 家畜人工授精用精液の採取及び処理の業務 <input type="checkbox"/> (2) 家畜体内受精卵の採取及び処理の業務 <input type="checkbox"/> (3) 家畜体外受精卵の生産に関する業務（家畜の雌のとたいから採取した卵巣から未受精卵を採取し、及び処理し、体外受精を行い、並びにこれにより生じた受精卵を処理する場合に限る。） <input type="checkbox"/> (4) 家畜体外受精卵の生産に関する業務（家畜の雌から採取した卵巣から未受精卵を採取し、及び処理し、体外受精を行い、並びにこれにより生じた受精卵を処理する場合に限る。） <input type="checkbox"/> (5) 家畜人工授精用精液若しくは家畜受精卵又はこれらの保存
<p>※家畜人工授精所の開設許可証【施行規則第33条】又は令和2年10月1日以前に開設の許可を受けた家畜人工授精所にあつては管理番号等の通知【運用通知】に「業務の別」が記載されています。なお、(1)から(4)の選択がある場合、(5)の記載は省略されている場合があります。</p>
<p>2 貴家畜人工授精所の実際の業務は、次のうちどれに該当しますか。（あてはまるもの全てにチェックして下さい。） (必須)</p> <input type="checkbox"/> (1) 家畜人工授精用精液の採取及び処理の業務 <input type="checkbox"/> (2) 家畜体内受精卵の採取及び処理の業務 <input type="checkbox"/> (3) 家畜体外受精卵の生産に関する業務（家畜の雌のとたいから採取した卵巣から未受精卵を採取し、及び処理し、体外受精を行い、並びにこれにより生じた受精卵を処理する場合に限る。） <input type="checkbox"/> (4) 家畜体外受精卵の生産に関する業務（家畜の雌から採取した卵巣から未受精卵を採取し、及び処理し、体外受精を行い、並びにこれにより生じた受精卵を処理する場合に限る。） <input type="checkbox"/> (5) 家畜人工授精用精液若しくは家畜受精卵又はこれらの保存
<p>3 家畜人工授精所の開設の許可を得ている「業務の別」と実際の業務の内容は一致していますか。【確認書類等：開設許可証、管理番号等の通知】 (必須)</p> <p><input type="radio"/> はい <input type="radio"/> いいえ</p>
<p>※「いいえ」と回答された場合：家畜人工授精所で行う業務を変更した場合は、都道府県知事に届出する必要がありますので、家畜人工授精所の所在地の都道府県畜産担当課にご連絡願います。【法第25条の2】</p>
<p>4 開設の許可を得た際の、構造・設備・器具に変更はありませんか。【確認書類等：開設許可証申請書（控）、管理番号等の通知】 (必須)</p> <p><input type="radio"/> ない <input type="radio"/> ある</p>
<p>※「ある」と回答された場合：家畜人工授精所の構造・設備・器具を変更した場合は、都道府県知事に届出する必要がありますので、家畜人工授精所の所在地の都道府県畜産担当課にご連絡願います。【法第25条の2】 ただし、例えば、器具の種類やその有無（器具が1個から2個に増加した場合）など、許可に関わるような変更ではなく、軽微な変更であれば届出は不要です。</p>
<p>(精液・受精卵の管理)</p>
<p>5 所有又は委託により保管する精液や受精卵は、液体窒素保存容器内で種雄牛名や採取年月日により区分して保存するなど、証明書に記載されている採取年月日と同じものを使用又は譲渡できるように管理していますか。【通知事項】 (必須)</p> <p><input type="radio"/> はい <input type="radio"/> いいえ</p>
<p>※「いいえ」と回答された場合：精液又は受精卵に、異なる採取年月日の証明書を添付して譲渡等することはできません。採取年月日等の取り違えを起こさないよう、区分管理等を徹底してください。【法第14条】</p>
<p>6 精液及び受精卵の在庫数を定期的に確認していますか。【確認書類等：運営状況の報告（様式第28号）】 (必須)</p> <p><input type="radio"/> はい <input type="radio"/> いいえ</p>
<p>※「いいえ」と回答された場合：和牛の精液又は受精卵は、家畜人工授精用精液等として、令和3年4月以降、毎月末の保存数量を把握する必要があります。帳簿等による適正な管理を徹底してください。</p>
<p>7 精液又は受精卵に添付された証明書は、未使用のものと既に注入又は移植したものとを区分し、適正に管理・保存していますか。【確認書類等：精液証明書、受精卵証明書】 (必須)</p> <p><input type="radio"/> はい <input type="radio"/> いいえ</p>
<p>※「いいえ」と回答された場合：精液又は受精卵とそれぞれの証明書は、一体的に管理する必要があります。種雄牛名や採取年月日毎等にまとめ、適正な管理を徹底してください。</p>
<p>8 6及び7の精液又は受精卵の数と、それぞれに添付された証明書の枚数は一致していますか。【確認書類等：精液証明書、受精卵証明書】 (必須)</p> <p><input type="radio"/> はい <input type="radio"/> いいえ</p>

<p>※「いいえ」と回答された場合：精液又は受精卵とそれぞれの証明書は、一体的に管理する必要があります。証明書が添付されていない精液・受精卵のみ又は証明書のみ注入や譲渡等はできませんので、所在する都道府県に状況を報告し、第三者の立ち会いの下で精液又は証明書等を廃棄するとともに、本数・枚数の適正な管理を徹底してください。【法第14条】</p>
<p>9 精液又は受精卵に添付された証明書の「譲渡・経由の確認」の欄は正しく記載されていますか。【確認書類等：精液証明書、受精卵証明書】（必須）</p> <p><input type="radio"/> はい</p> <p><input type="radio"/> いいえ</p>
<p>※「いいえ」と回答された場合：記載されているべき内容が記載されていない証明書は、証明書としての効力がありません。「譲渡・経由の確認」の欄は、購入時の伝票と照合する又は購入元に照会するなどし、適正に記載するようにしてください。これによる対応が難しい場合は、都道府県畜産担当課に相談してください。</p>
<p>10 畜産人工授精所の獣医師又は畜産人工授精師が精液の注入・受精卵の移植を行った時は、畜産人工授精又は受精卵移植に関する事項を速やかに畜産人工授精簿に記載していますか。【確認書類等：畜産人工授精簿（様式第13号）精液の注入（その3）・受精卵の移植（その7）】（必須）</p> <p><input type="radio"/> はい</p> <p><input type="radio"/> いいえ</p> <p><input type="radio"/> 該当なし</p>
<p>※「いいえ」と回答された場合：畜産人工授精又は受精卵移植を行った時は、速やかに畜産人工授精簿に記載し、5年間保存する必要があります。【法第15条】 所在する都道府県畜産担当課に状況を報告し、指導に従ってください。</p>
<p>11 10の家畜人工授精簿には、注入・移植した精液又は受精卵の証明書を添付するなどし、速やかに照合できるように適切に保管していますか。（授精証明書又は受精卵移植証明書の交付前。）【確認書類等：畜産人工授精簿（様式第13号）精液の注入（その3）・受精卵の移植（その7）】（必須）</p> <p><input type="radio"/> はい</p> <p><input type="radio"/> いいえ</p> <p><input type="radio"/> 該当なし</p>
<p>※「いいえ」と回答された場合：注入・移植した精液又は受精卵に添付されていた証明書は、授精証明書又は受精卵移植証明書の交付を要求される前においては、畜産人工授精簿（様式第13号その3又はその7）に添付しておく必要があります（畜産人工授精簿を電磁的記録により作成する場合にあっては、速やかに照合できるように適切に保管する必要があります）。なお、これらの証明書が、注入・移植した雌牛が廃用される等の理由から、授精証明書等に添付されない場合等は、外観上も使用済みであることが判断できるように、証明書全体に消すことのできないペンで×と記載したり、使用済みであることを示すスタンプを証明書全体に押印するなどの措置を講じることで、不正な使用を防止するようにしてください。</p>
<p>12 授精証明書又は受精卵移植証明書を交付する際に、注入・移植した精液又は受精卵に添付されていた証明書を交付する授精証明書又は受精卵移植証明書に貼り付けるとともに、その写しを書面又は電磁的記録により保管していますか。【確認書類等：授精証明書（様式第17号）、体内受精卵移植証明書（様式第18号）、体外受精卵移植証明書（様式第19号）】（必須）</p> <p><input type="radio"/> はい</p> <p><input type="radio"/> いいえ</p> <p><input type="radio"/> 該当なし</p>
<p>※「いいえ」と回答された場合：授精証明書又は受精卵移植証明書を交付する際は、証明書等を適切に添付するとともに、その写し（コピー又は電磁的記録）を保管する必要があります。</p>
<p>13 精液又は受精卵を生産（処理）した際には、種付台帳又は畜産人工授精簿に採取や処理、生産に関する事項を速やかに記載していますか。【確認書類等：種付台帳（様式第4号）精液の採取等（その3：自ら飼養する種畜の場合）、畜産人工授精簿（様式第13号）精液の採取及び処理（その2：他者が飼養する種畜の場合）・体内受精卵の採取及び処理（その5）・体外受精卵の生産（その6）】（必須）</p> <p><input type="radio"/> はい</p> <p><input type="radio"/> いいえ</p> <p><input type="radio"/> 該当なし</p>
<p>※「いいえ」と回答された場合：精液又は受精卵の生産（処理）を行った場合は、速やかに種付台帳や畜産人工授精簿に記載する必要があります。精液又は受精卵の生産・譲渡（引渡）をした際には、遅滞なく記載するようにしてください。【法第9条第2項、法第15条第1項】</p>
<p>14 令和2年10月1日以降に、和牛の精液又は受精卵（特定畜産人工授精用精液等）を生産した際には、容器（ストロー）に必要事項を表示していますか。（必須）</p> <p><input type="radio"/> はい</p> <p><input type="radio"/> いいえ</p> <p><input type="radio"/> 該当なし</p>
<p>※「いいえ」と回答された場合：精液の場合は「種雄牛名」及び「採取年月日」、受精卵の場合は「畜産人工授精所の管理番号」及び「受精卵証明書番号」等を容器（ストロー）に記載する必要があります。【法第32条の4】 精液又は受精卵のストローに必要事項を記載していない旨を都道府県畜産担当課に報告し、指導に従ってください。</p>
<p>15 精液又は受精卵の処理（生産）を行っている場合には、異物混入や取り違えを防止するためのマニュアル等を作成していますか。【推奨事項】（必須）</p>

<input type="radio"/> はい <input type="radio"/> いいえ <input type="radio"/> 該当なし
※「いいえ」と回答された場合：血統矛盾等の事故を防止するため、精液又は受精卵の処理（生産）を行う際には、異物の混入や取り違い等を防止するためのマニュアル等を作成することを推奨します。
16 種付台帳及び家畜人工授精簿は、5年間保存していますか。【確認書類等：種付台帳（様式第4号）、家畜人工授精簿（様式第13号）】（必須）
<input type="radio"/> はい <input type="radio"/> いいえ <input type="radio"/> 該当なし
※「いいえ」と回答された場合：種付台帳及び家畜人工授精簿は、5年間保存する必要があります。誤って捨てること等がないよう、管理を徹底してください。【法第9条第3項、法第15条第2項】
（譲渡等記録簿）
17 和牛の精液又は受精卵（特定家畜人工授精用精液等）を取り扱う家畜人工授精所の開設者に義務づけられた「譲渡等記録簿」を記載していますか。【確認書類等：譲渡等記録簿（様式第24号）】（必須）
<input type="radio"/> はい <input type="radio"/> いいえ <input type="radio"/> 該当なし
※「いいえ」と回答された場合：譲渡等記録簿（様式第24号）に、譲渡（搬出）、譲受（搬入）、廃棄、亡失を記載するとともに、10年間保存する必要があります。精液又は受精卵の購入・販売伝票等を基に、確実に記載するようにしてください。【法第32条の5】 なお、様式に規定されている事項が速やかに照合できる場合は、他の様式による記録や電子ファイルでの記録でも構いません。
18 「譲渡等記録簿」を様式第24号以外の様式で管理している場合、様式第24号の事項を網羅し、速やかに照合できるように管理していますか。【確認書類等：譲渡等記録簿（様式第24号）】（必須）
<input type="radio"/> はい <input type="radio"/> いいえ <input type="radio"/> 該当なし
※「いいえ」と回答された場合：様式第24号に規定されている事項を速やかに照合できない場合は、譲渡等記録簿を記載しているとはいえません。その様式にどの事項が記載されているか、正確に把握・整理してください。
19 和牛の精液又は受精卵（特定家畜人工授精用精液等）を譲渡又は譲受する相手先が、家畜人工授精所を開設しているか否かを確認していますか。【確認書類等：譲渡等記録簿（様式第24号）】（必須）
<input type="radio"/> はい <input type="radio"/> いいえ <input type="radio"/> 該当なし
※「いいえ」と回答された場合：譲渡等記録簿（様式第24号）には、譲渡先又は譲受元が家畜人工授精所であるか否かを記載する必要があります。譲渡先又は譲受元の開設の有無を確認するとともに、開設していない者は、自分が保管している精液等を自家利用しかできず、転売できないので注意してください。
（運営状況の報告）
20 全ての家畜人工授精所の開設者は、毎年、都道府県知事に運営状況の報告をしなければならないことをご存じですか。【確認書類等：運営状況の報告（様式第28号及び様式第29号）】（必須）
<input type="radio"/> はい <input type="radio"/> いいえ
※「いいえ」と回答された場合：家畜人工授精所の開設者は、年次毎の運営状況を都道府県知事に報告する必要があります。【法第34条第3項】 令和2年次の報告を、様式第29号により、4月末までに実施する必要がありますのでご留意ください。
21 和牛の精液又は受精卵（特定家畜人工授精用精液等）についての運営状況の報告は、月毎に、生産数量・譲受数量・譲渡数量・利用数量・廃棄又は亡失数量・月末の保存数量を整理して報告する必要がありますが、それが可能となるように帳簿等を管理していますか。【確認書類等：運営状況の報告（様式第28号）】（必須）
<input type="radio"/> はい <input type="radio"/> いいえ <input type="radio"/> 該当なし
※「いいえ」と回答された場合：運営状況の報告では、「譲渡等記録簿」の他、「種付台帳」や「家畜人工授精簿」等の根拠資料を基に、譲渡・譲受等の各項目の数量を月毎に集計する必要がありますので集計が可能となるような管理をしてください。【法第34条第3項】 このため、システムの運用も開始していますので、29の※も参照ください。
（その他）

<p>22 令和2年10月1日（法施行）時点で家畜人工授精所において保存（処理）されていない精液又は受精卵の譲受や譲渡はありますか。（必須）</p> <p><input type="radio"/> ない <input type="radio"/> ある</p> <p>※「ある」と回答された場合：家畜人工授精所で保存されていない精液又は受精卵を譲渡することはできません。【法第12条第2項】 法施行の時点で家畜人工授精所以外で保存されていた精液又は受精卵の譲受や譲渡はしないようにしてください。</p>
<p>23 家畜人工授精簿に添付した精液又は受精卵の証明書やストローを処分する際は、不正利用がされないような措置をしていますか。【通知事項】（必須）</p> <p><input type="radio"/> はい <input type="radio"/> いいえ <input type="radio"/> 該当なし</p> <p>※「いいえ」と回答された場合：精液又は受精卵を処分する際は、不正利用を防止するため、第三者の立ち会いの下で行うようにして下さい。精液又は受精卵の証明書も同様に処分してください。</p>
<p><input checked="" type="radio"/> 「家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律」に係る自己点検</p> <p>(知的財産としての価値の保護)</p>
<p>24 和牛の精液又は受精卵（特定家畜人工授精用精液等）について、契約等により、使用者の範囲や目的の制限を明示する取組が進められていることはご存じですか。【通知事項】（必須）</p> <p><input type="radio"/> はい <input type="radio"/> いいえ</p> <p>※家畜遺伝資源法による保護の対象とするため、契約等により、和牛の精液又は受精卵を譲渡する際には、使用可能な範囲・目的を明示することを推進しています。</p>
<p>25 生産した和牛の精液又は受精卵（特定家畜人工授精用精液等）について、契約等により使用者の範囲や目的の制限を明示して販売していますか。【通知事項】（必須）</p> <p><input type="radio"/> はい <input type="radio"/> いいえ <input type="radio"/> 該当なし</p> <p>※「いいえ」と回答された場合：農林水産省では、家畜遺伝資源法による保護の対象とするため、契約等により、和牛の精液又は受精卵を譲渡する際には、使用可能な範囲や目的を明示することを推進しています。また、譲渡（販売）先に対し、これを更に第三者に譲渡する際は、その譲渡先との契約により、相手方にも同様の制限を義務づけることについて取り組んでいただくようお願いいたします。</p>
<p>26 契約等により使用者の範囲や目的の制限がされている和牛の精液又は受精卵（特定家畜人工授精用精液等）を購入する際は、制限の内容について購入先と合意をしていますか。【確認書類等：契約約款、定型約款、売買契約書等】（必須）</p> <p><input type="radio"/> はい <input type="radio"/> いいえ <input type="radio"/> 該当なし</p> <p>※「いいえ」と回答された場合：契約等で使用範囲等が制限されている和牛の精液又は受精卵を譲受する際は、契約等の内容について合意する必要があります。販売元にご確認ください。</p>
<p>27 契約等により使用者の範囲や目的の制限がされている和牛の精液又は受精卵（特定家畜人工授精用精液等）を購入し、他者に譲渡する際は、相手に対し、同様の制限を義務づけていますか。【確認書類等：契約約款、定型約款、売買契約書等】（必須）</p> <p><input type="radio"/> はい <input type="radio"/> いいえ <input type="radio"/> 該当なし</p> <p>※「いいえ」と回答された場合：契約等で使用者の範囲や目的が制限されている和牛の精液又は受精卵を譲渡する際には、自己が譲受した際と同様の制限を義務付けていただきますようお願いいたします。販売元にご確認ください。</p>
<p>28 契約等により使用者の範囲や目的が制限されている和牛の精液又は受精卵（特定家畜人工授精用精液等）について、使用者の範囲や目的を逸脱しているにもかかわらず、これを所有していませんか。（必須）</p> <p><input type="radio"/> 所有していない <input type="radio"/> 所有している</p> <p>※「所有している」と回答された場合：和牛の精液又は受精卵を不正に取得したり、制限の範囲外で使用した場合は、差止請求や損害賠償請求の対象となります。【法第3条～法第15条】 また、悪質性が高い行為に対しては、罰則も措置されています。【法第18条及び法第19条】 証明書が添付されていない精液等や、本来の証明書とは異なる証明書が添付された精液を譲渡等する行為は、家畜改良増殖法にも違反します。</p>
<p><input checked="" type="radio"/> その他事項（アンケート）</p>

29 「家畜人工授精簿」や「譲渡等記録簿」等は、どのような方法で記載していますか。
<input type="checkbox"/> パソコン等 <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> 該当なし
※令和3年4月から、各家畜人工授精所が譲渡等記録簿を記録するためのシステムの運用を開始しています。利用を希望される方は、家畜人工授精所の所在地の都道府県畜産担当課にご連絡願います。
30 令和2年に家畜改良増殖法が改正されたことや、家畜遺伝資源法が制定されたことをご存じでしたか。
<input type="radio"/> はい <input type="radio"/> いいえ
31 和牛の精液又は受精卵（特定家畜人工授精用精液等）の輸出や使用済みの証明書の売買・無償譲渡等を持ちかけられるなど、不正流通の勧誘等を受けた事がありますか。
<input type="radio"/> ない <input type="radio"/> ある
32 31で「ある」と回答された場合は、具体的にお知らせ願います。
<input type="text"/>
33 ご意見等があれば記載願います。
<input type="text"/>
<input type="button" value="送信確認"/> <input type="button" value="リセット"/>

お問合せ先

【農林水産省生産局畜産部畜産振興課家畜遺伝資源管理保護室】
 代表：03-3502-8111（内線4913）
 ダイヤルイン：03-3501-3777
 【北海道農政事務所生産経営産業部生産支援課】
 代表：011-330-8807（内線420、421）
 メールアドレス：rakuchiku_hn@maff.go.jp
 【東北農政局生産部畜産課】
 代表：022-263-1111（内線4188）
 メールアドレス：tohoku_chikusan_info@maff.go.jp
 【関東農政局生産部畜産課】
 代表：048-600-0600（内線3325）
 メールアドレス：tikusan_kanto@maff.go.jp
 【北陸農政局生産部畜産課】
 代表：076-263-2161（内線3345）
 メールアドレス：tikusan_hokuriku@maff.go.jp
 【東海農政局生産部畜産課】
 代表：052-201-7271（内線2459）
 メールアドレス：tokai_chikusan_info@maff.go.jp
 【近畿農政局生産部畜産課】
 代表：075-451-9161（内線2324）
 メールアドレス：kinki_chikusan_info@maff.go.jp
 【中国四国農政局生産部畜産課】
 代表：086-224-4511（内線2142）
 メールアドレス：tikusan_ka.chushi@maff.go.jp
 【九州農政局生産部畜産課】
 代表：096-211-9111（内線4521、4454）
 メールアドレス：kachiku_iden_kyushu@maff.go.jp
 【沖縄総合事務局農林水産部生産振興課畜産振興室】
 ダイヤルイン：098-866-1653
 メールアドレス：kachiku.iden.okinawa.f8y@ogb.cao.go.jp